

○文部科学省告示第四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

<p>女性 床に座るアルジェのユダヤ人</p>	<p>コンスタンティーンのユダヤ人街の情景</p>	<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」という。)の名称</p>
<p>同右</p>	<p>平成二十九年一月三十一日</p>	<p>指定をした日</p>
<p>同右</p>	<p>平成二十九年二月十五日から同年六月十日まで</p>	<p>指定の有効期間</p>
<p>同右</p>	<p>株式会社TBSテレビ 事業局長 吉田 尚子 東京都港区赤坂五―三―六 独立行政法人国立美術館国立西洋美術館 館長 馬淵 明子 東京都台東区上野公園七―七</p>	<p>指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
<p>同右</p>	<p>国立西洋美術館 東京都台東区上野公園七―七 平成二十九年二月二十八日から同年五月二十八日まで</p>	<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間</p>